

緊急保証制度の改正について

◇ 2月15日から景気対応緊急保証制度が始まります ◇

国の統一保証制度として平成20年10月31日から実施してきた「緊急保証制度」の名称が「景気対応緊急保証制度」に改められるとともに取扱期間も見直されました。
改正内容は、次のとおりです。引き続きご利用ください。

1 改正内容

①制度名

従 来 緊急保証制度
改正後 景気対応緊急保証制度

②制度目的

従 来 国際的な金融不安、経済の収縮による悪影響により、必要な事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者に対し、その事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とする。

改正後 国際的な金融不安等を契機とした現下の厳しい経済情勢において、例外業種を除き原則として全ての業種に属する中小企業者が、できるだけ簡易な手続で速やかに必要な事業資金を調達できる事業環境を整備し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とする。

③取扱期間

従 来 平成22年3月31日
改正後 平成23年3月31日

3 実施日

平成22年2月15日